

政務活動記録簿 (県外視察)

会派・議員名 岡 史朗

年 月 日	平成30年5月10日～5月11日					
政務活動先	東京都議会 神奈川県議会					
政務活動の目的	東京スポーツ推進企業認定制度について。 神奈川県の3033(サンマルサンサン)運動の推進について。					
相手方	東京都スポーツ推進部 地域スポーツ振興担当課 神奈川県スポーツ局 スポーツ課					
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	<p>東京スポーツ認定制度について。 東京都は平成27年度より「東京都スポーツ推進企業」として認定者制度を設け、現役世代の健康増進を図っている。今後、本県においても、この様な取り組みが大切と考えた。</p> <p>神奈川県3033運動の推進について 神奈川県では30名毎、週3回、3ヶ月間運動者習慣を県民に訴えている。これは平成13年度より行われており、これの効果を検証すると共に、県民の健康増進に取り組んでいる。本県においても、健康寿命日本一を目指し、参考にすべき取り組みである。</p>					
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号	
	東京都	近鉄-JR	八木-京都-東京	31270	4	
	神奈川県	JR-近鉄	神奈川-京都-八木			
	宿泊費	10200 円	内訳:JAL三行-国内横浜		4	
	会費	円	内訳:			
	合計	41470 円 ()				
	備考	添付資料: 写真、名刺				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

平成30年4月23日

岡 史朗 様

(株)近畿日本ツーリスト関西
奈良支店
支店長：高垣 一生
担当者

宿泊代金証明書

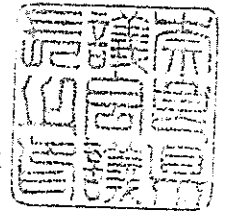
利用日	平成30年5月10日(木) ~ 平成30年5月11日(金)
宿泊施設名	ホテルJALシティ関内横浜
宿泊料金	お1人様あたり (1泊) 10200 円 (税金・サービス料込)

上記の通り証明いたします。

奈 議 第 8 号
平成30年 4月11日

東京都議会議長
尾崎大介様

奈良県議会議長
岩田国夫



本県議会議員の政務調査について（依頼）

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび当県議会議員が行政視察のため、下記のとおり訪問させていただきたく存じますので、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、よろしくご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 訪問日時及び場所

平成30年5月10日（木） 午後2時00分～
東京都議会

2 訪問議員

岡 史 朗 議 員 （所属会派 公明党）
大 国 正 博 議 員 （ 同 ）
山 中 益 敏 議 員 （ 同 ）

3 調査項目

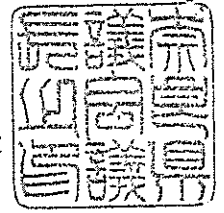
働き世代のスポーツ活動を推進する東京スポーツ推進企業認定制度について

担当：奈良県議会事務局
政務調査課 松石
電話：0742-27-8964

奈 議 第 8 号
平成30年 4月11日

神奈川県議会議長
佐藤 光 様

奈良県議会議長
岩田 国夫



本県議会議員の政務調査について（依頼）

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび当県議会議員が行政視察のため、下記のとおり訪問させていただきたく存じますので、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、よろしくご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 訪問日時及び場所

平成30年5月11日（金） 午前10時00分～
神奈川県議会

2 訪問議員

岡	史	朗	議	員	（	所	属	会	派	公	明	党	）
大	国	正	博	議	員	（	同						）
山	中	益	敏	議	員	（	同						）

3 調査項目

3033（サンマルサンサン）運動の推進について

担当：奈良県議会事務局
政務調査課 松石
電話：0742-27-8964

公明党議員視察（5／10～11）

○東京都議会

5／10（木） 14：00～

担当：東京都議会議会局 総務課 吉村様

03-5320-7111

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

待ち合わせ場所

都議会議事堂 2階 正面玄関

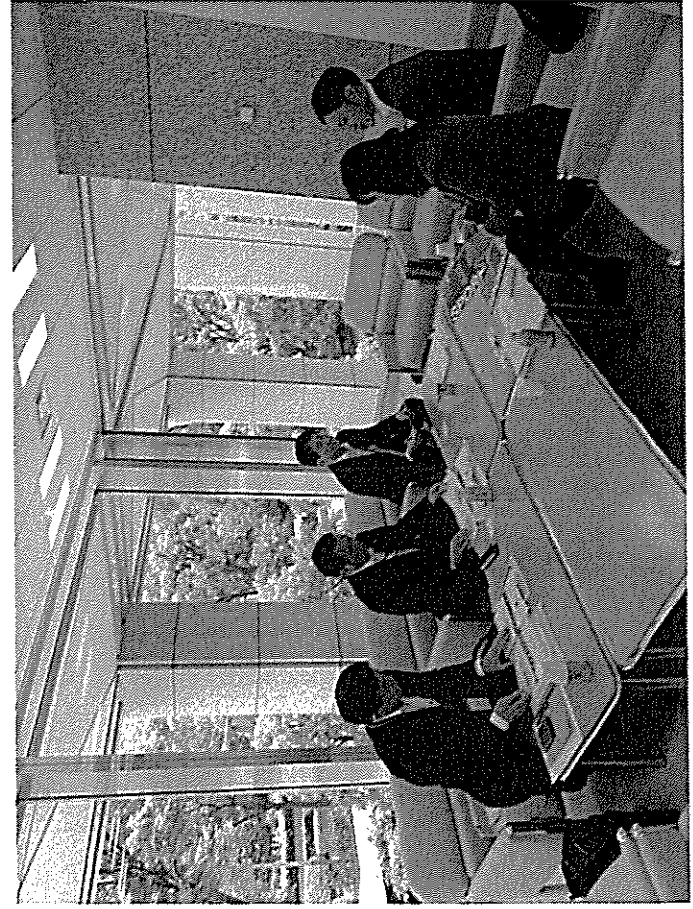
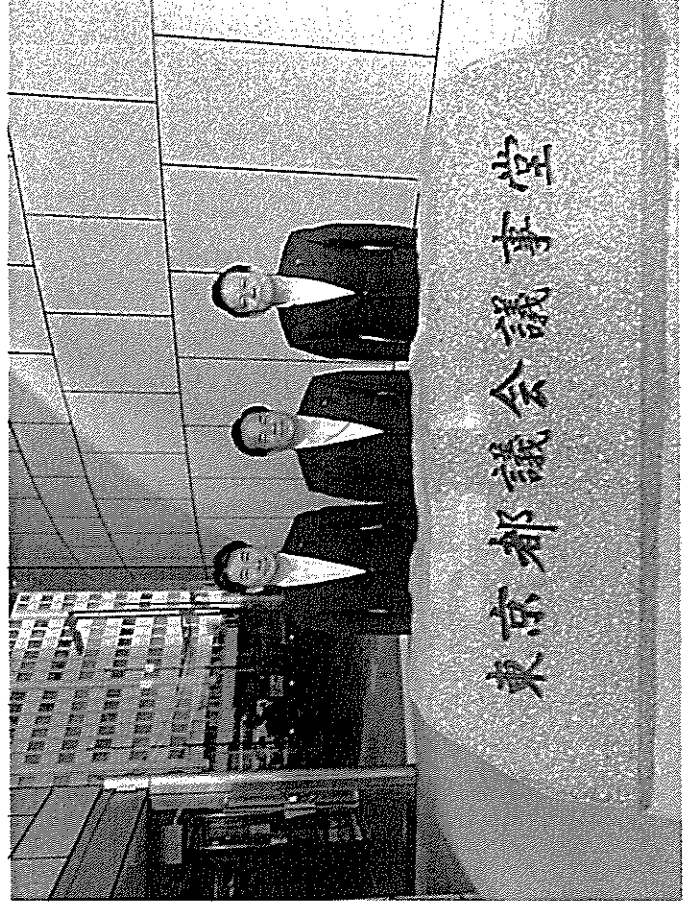
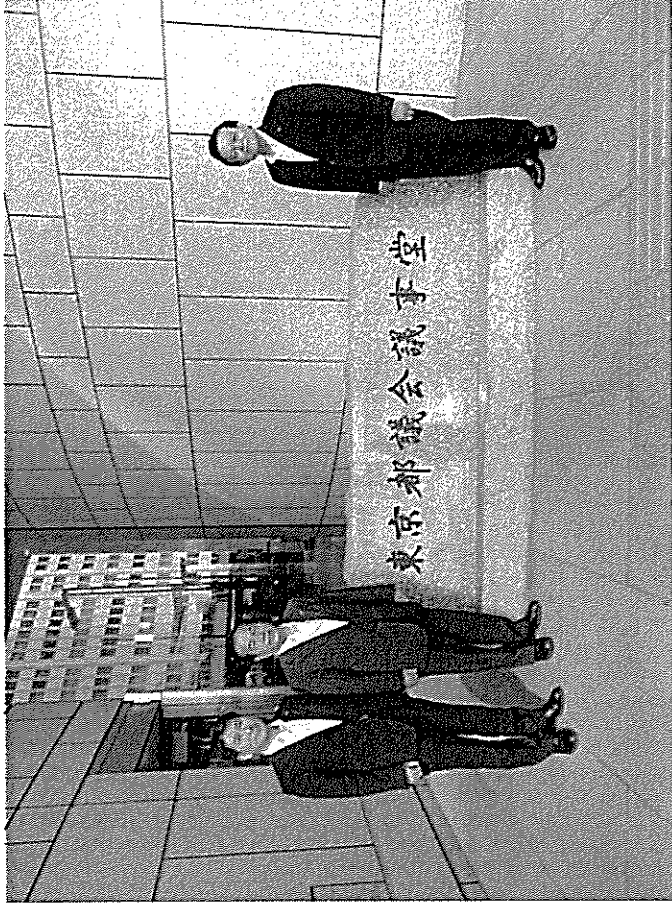
○神奈川県議会

5／11（金） 10：00～

担当：神奈川県議会議会局 笠原様

045-210-7564

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1



東京都



オリンピック・パラリンピック準備局
スポーツ推進部
地域スポーツ振興担当課長



井内 雅妃

いのうち みやび

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001
東京都庁第一本庁舎14階中央
電話 (03) 5321-1111 内線 38-255
直通 (03) 5388-2463 FAX (03) 5388-1337
E-mail [redacted] スポーツ推進大使

東京都

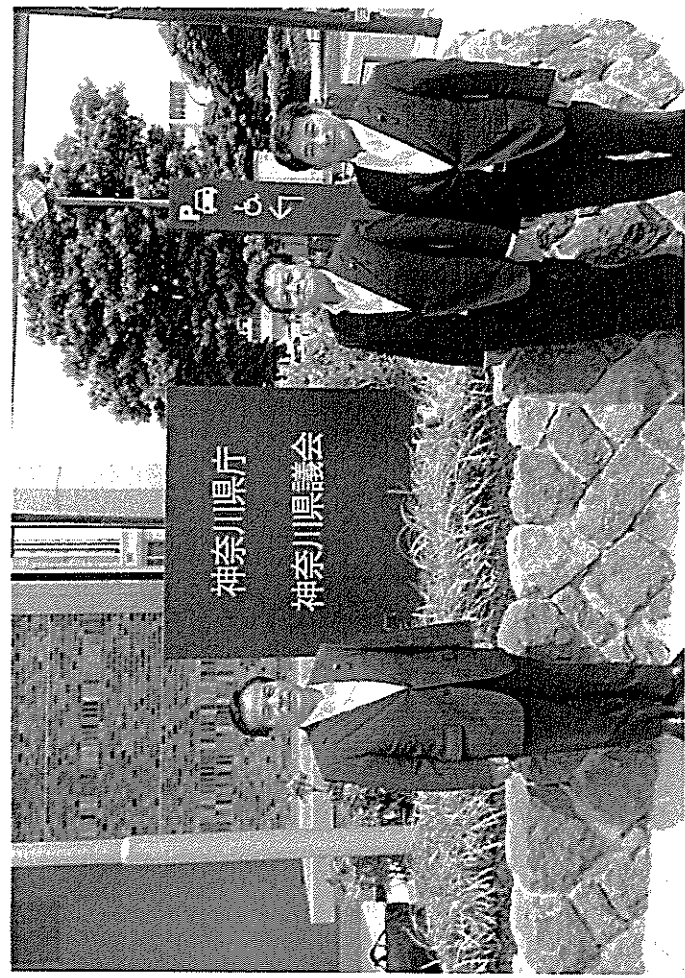


議会局 管理部
総務課 庶務担当
Tokyo Metropolitan Assembly



吉村 智之

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001
東京都議会総務課4階北側
電話 (03) 5320-7111 内線 56-121
FAX (03) 5388-1776
E-mail [redacted]





神奈川県

スポーツ局 スポーツ課
課長



HOST VENUE

櫻 山 周



〒231-8588
横浜市中区日本大通1(横浜日経ビル3階)
電話 (045)285-0791(直通)
FAX (045)663-0113
E-mail: [REDACTED]

3033運動 (1日30分・週3回・3ヶ月間)で、あなたのからだがヨミガエル、ミチガエル、ワカガエル



神奈川県

スポーツ局 スポーツ課
健康・生涯スポーツグループ

グループリーダー

桜 井 嘉 郎



横浜市中区日本大通1 〒231-8588
電話 (045)210-1111(代表) 内線 2930
直通 (045)285-0796(直通) FAX (045)663-0113
E-mail: [REDACTED]

3033運動 (1日30分・週3回・3ヶ月間)で、あなたのからだがヨミガエル、ミチガエル、ワカガエル



神奈川県

スポーツ局 スポーツ課
健康・生涯スポーツグループ

主事

大 内 隼

横浜市中区日本大通1 〒231-8588
電話 (045)210-1111(代表) 内線2946
(045)285-0731(直通)
FAX (045)663-0113
E-mail: [REDACTED]

政務活動記録簿 (県外視察)

会派・議員名 岡 史朗

年月日	平成30年7月10日～平成30年7月11日				
政務活動先	栃木県議会、ジョブセッター川越、とまのもり				
政務活動の目的	栃木県の子どもの心の相談支援体制の強化事業、及び、埼玉県 の発達障がい者支援の推進、及び、本県のとまのもりの状況視察				
相手方	栃木県保健福祉部子ども政策課、埼玉県発達障がい者 系社会支援のびー、「とまのもり」レストラン、solis.chef				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	<p>栃木県子どもの心の相談支援体制強化事業について 栃木県では平成27年度より子ども心の内題に携わる保健 医療、福祉、教育との連携で、早期内題発見と対策に取り組ん でいる</p> <p>神奈川県ジョブセッター川越 ここでは発達障がい者の就労支援として平成23年より取り 組んでおり、一貫したフォローを続ける事により、成果を挙げて いる</p> <p>「とまのもり」レストラン 奈良県の食材を使ったレストランとして、広くPRを取り 取り組む計画が行われており、環境課題が少なくあると 感じられた。</p>				
視察活動に要し た経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	栃木県	近鉄	ハ本-京都		
	埼玉県	JR	京都-埼玉		
	東京		埼玉-東京		
			東京-京都	39970	17
			京都-ハ本		
	宿泊費	9400 円	内訳: マロウドール大宮		17
	会費	円	内訳:		
合計	49370- 円 ()				
備考	添付資料: 写真、名刺				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

平成30年6月21日

岡 史朗 様



(株)近畿日本ツーリスト関西
奈良支店
支店長：高垣 一生
担当者：[Redacted]

宿泊代金証明書

利用日	平成30年7月10日(火) ~ 平成30年7月11日(水)
宿泊施設名	マロウドイン大宮
宿泊料金	お1人様あたり (1泊) 9400 円 (税金・サービス料込)

上記の通り証明いたします。

奈議第27-1号
平成30年 5月29日

栃木県議会議長
五十嵐 清 様

奈良県議会議長
岩田 国夫



本県議会議員の政務調査について（依頼）

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび当県議会議員が行政視察のため、下記のとおり訪問させていただきたく存じますので、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、よろしくご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 訪問日時及び場所

平成30年7月10日（火） 午後2時00分～
栃木県議会

2 訪問議員

岡 史 朗 議 員 （所属会派 公明党）
大 国 正 博 議 員 （ 同 ）
山 中 益 敏 議 員 （ 同 ）

3 調査項目

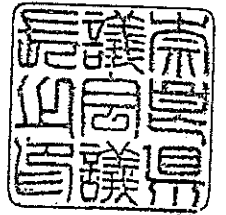
子どもの心の相談支援体制強化事業について

担当：奈良県議会事務局
政務調査課 松石
電話：0742-27-8964

奈議第27-2号
平成30年 5月29日

埼玉県議会議長
齊藤 正明 様

奈良県議会議長
岩田 国夫



本県議会議員の政務調査について（依頼）

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび当県議会議員が行政視察のため、下記のとおり訪問させていただきたく存じますので、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、よろしくご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 訪問日時及び場所

平成30年7月11日（水） 午前10時00分～
発達障害者就労支援センター（ジョブセンター川越）

2 訪問議員

岡	史	朗	議	員	（	所	属	会	派	公	明	党	）
大	国	正	博	議	員	（	同						）
山	中	益	敏	議	員	（	同						）

3 調査項目

発達障害児・者への就労支援体制について

担当：奈良県議会事務局
政務調査課 松石
電話：0742-27-8964

公明党議員視察（7／10～11）

○栃木県議会

7／10（火） 14：00～

子どもの心の相談支援体制強化事業について

担当：栃木県議会議会局 政策調査課 真島様
028-623-3742
〒320-8501 宇都宮市塙 1-1-20

○発達障害者就労支援センター（ジョブセンター川越）

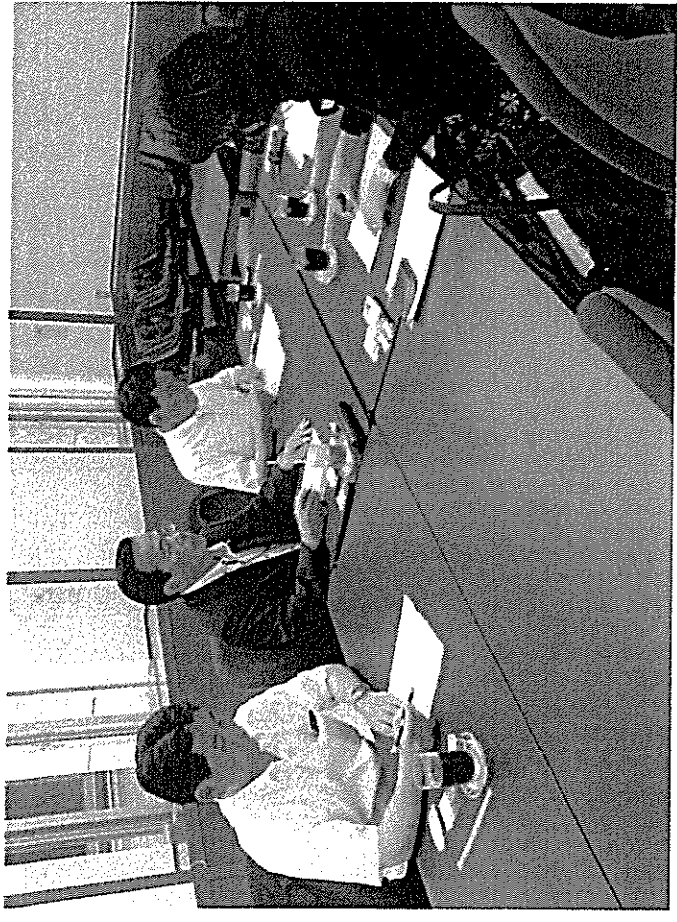
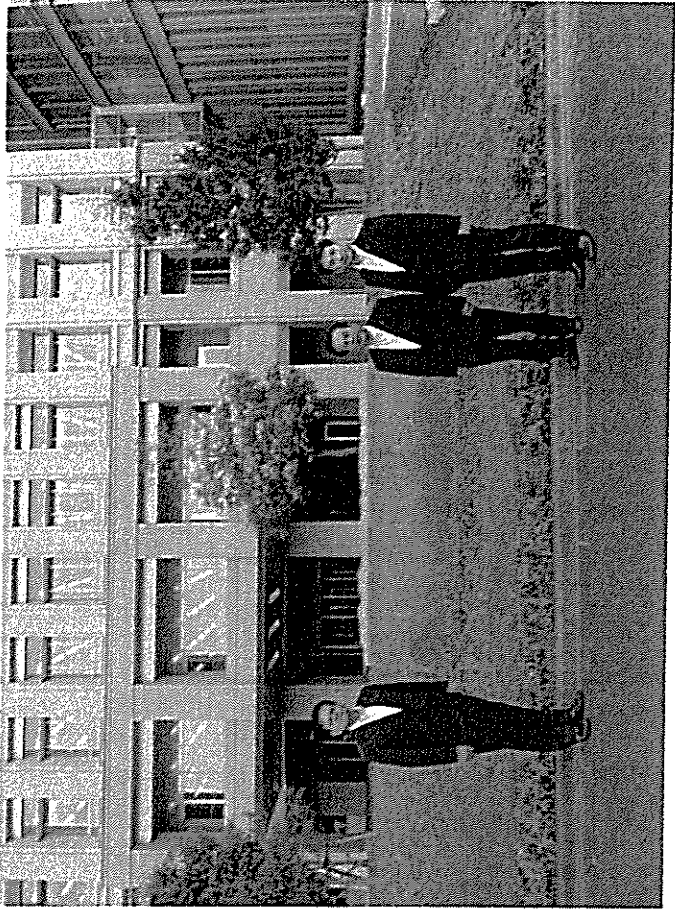
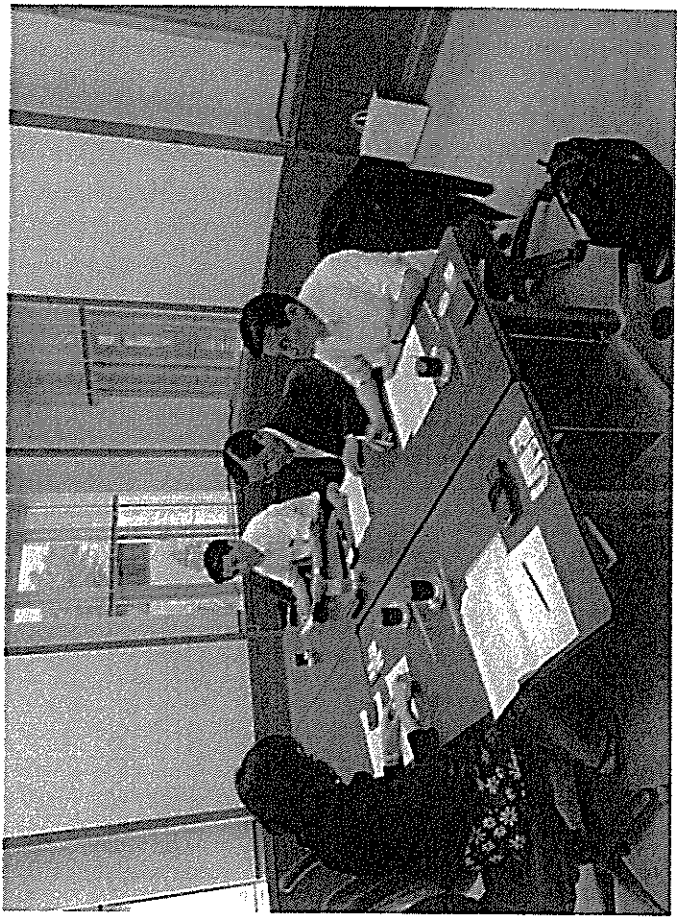
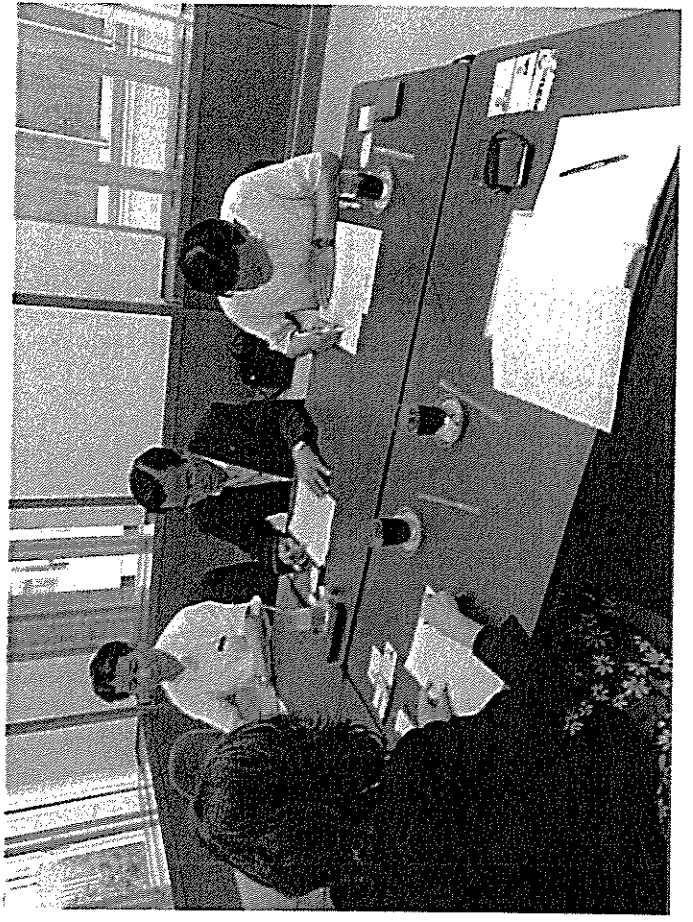
7／11（水） 10：00～

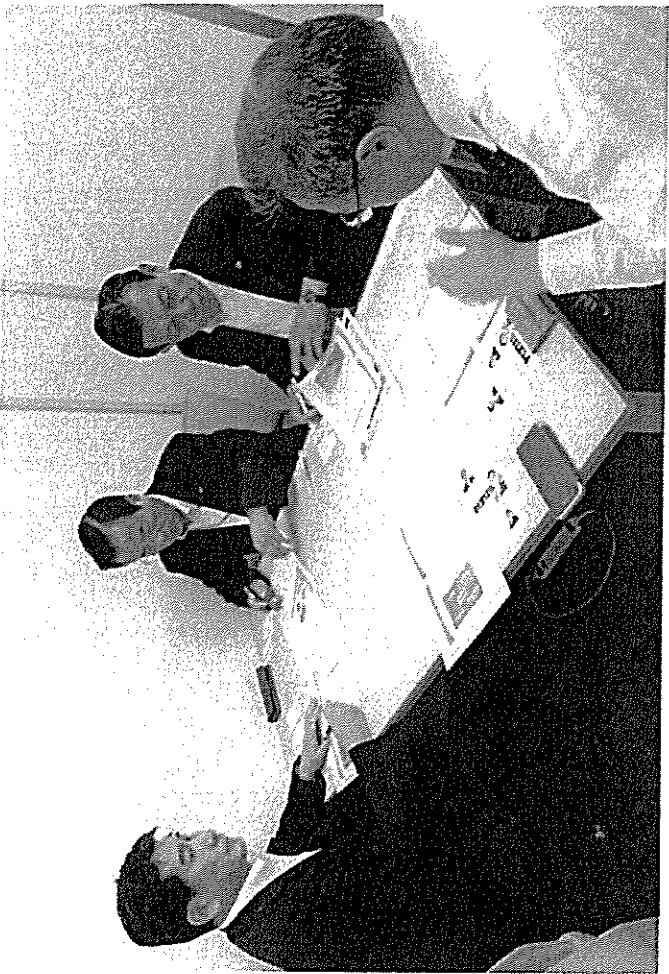
発達障害児・者への就労支援体制について

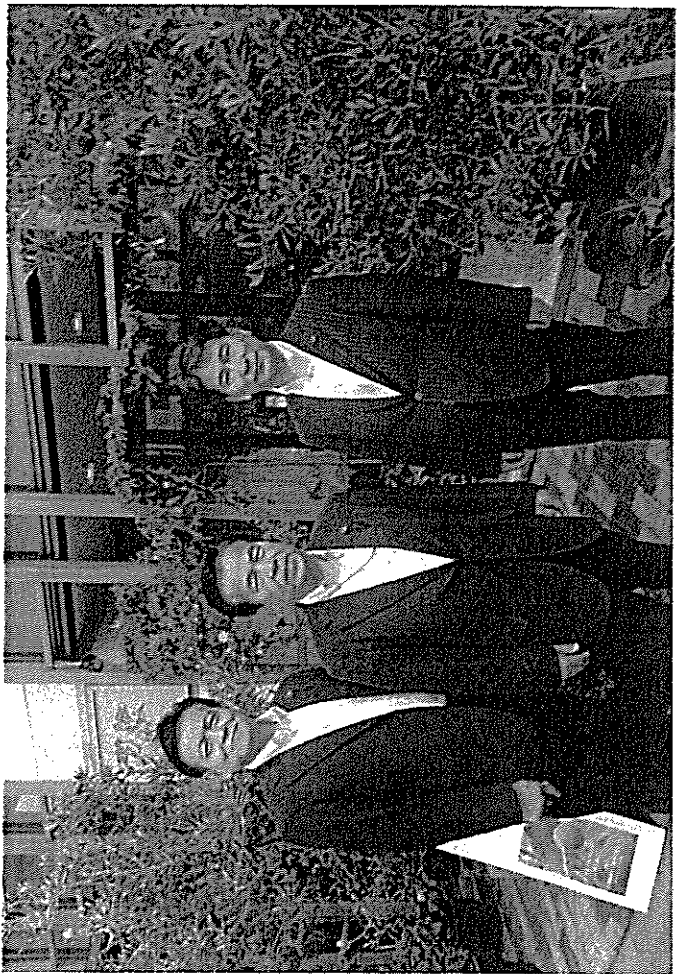
担当：発達障害者就労支援センター（ジョブセンター川越） 滝澤課長
048-601-5551
〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町 13-5 川越第一生命ビルディング 5階
※青い封筒を持って立っているのも目印にしてくださいとのことです。

埼玉県議会事務局 政務調査課 福原様
048-830-6257

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号









栃木県議会事務局
政策調査課 政策法令担当

副主幹
真島 隆
Takashi Majima

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20
TEL028-623-3742 FAX028-623-3755



彩の国さいたま

埼玉県発達障害総合支援センター

総務・支援調整担当

担当部長 **額田 信志**



〒330-0081 さいたま市中央区新都心1番地2
(小児医療センター3階)
TEL 048-601-5551 FAX 048-601-5552
Email [redacted]



ジョブセンター川越

ITO MASAYOSHI
センター長 **伊藤 雅義**
精神保健福祉士

〒350-1123 埼玉県川越市船田本町13-5 川越第一生命ビルディング5階
TEL:049-249-8772 FAX:049-249-8773
E-mail [redacted]

<http://www.welbe.co.jp/kawagoe>



CIELET SOL LA CUISINE NATURELLE OTOWA
レストラン シエル エ ソル

sous-chef
[redacted]

〒108-0071 東京都港区白金台5-17-10 2F
Tel. 03-6721-7110
Fax. 03-6721-7895
cieletsol@tokinomori-nara.jp
www.tokinomori-nara.jp
www.otowa-group.com

政務活動記録簿 (県外視察)

会派・議員名 岡 史朗

年 月 日	平成30年8月30日～平成30年8月30日				
政務活動先	山口県議会				
政務活動の目的	県立高校の再編整備について				
相手方	山口県都府庁高校教育課 (課長他3名)				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	<p>山口県の県立高校再編整備</p> <p>山口県では平成27年度から「第2期県立高校将来構想」を策定し平成36年度までの中期計画を策定推進している。その中心、平成30年4月より新しく再編された学校の状況について急用かつヒアリングを改行した。スムーズに移行できた。最大ポイントは、実施3年前に対象となる校名を発表し、パブリックや地域説明会を複数回にわたりに行ない、理解と協力を積み上げて実施に至っており、本県と比べ大変、いい取り組みがされている事だ、成功への力があり、本県も大いに参考にすべき。</p>				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	山口県	近鉄	八木-京都	32420	22
		JR	京都-山口		
	宿泊費	円	内訳:		
	会費	円	内訳:		
合計	32420 円 ()				
備考	添付資料: 写真、名刺				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

奈 議 第 6 0 号
平成30年 7月23日

山口県議会議長
柳 居 俊 学 様

奈良県議会議長
川 口 正 志



本県議会議員の政務調査について（依頼）

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび当県議会議員が行政視察のため、下記のとおり訪問させていただきたく存じますので、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、よろしくご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 訪問日時及び場所

平成30年8月30日（木） 午後1時30分～
山口県議会

2 訪問議員

岡	史	朗	議	員	（	所	属	会	派	公	明	党
大	国	正	博	議	員	（	同	）				
山	中	益	敏	議	員	（	同	）				

3 調査項目

県立高校の再編整備について

担当：奈良県議会事務局
政務調査課 松石
電話：0742-27-8964

公明党議員視察（8／30）

○山口県議会

8／30（木） 13：30～

県立高校の再編整備について

担当：山口県議会議会局 議事調査課 山本課長様

083-933-4130

〒753-8501 山口市滝町 1-1





さんフェアやまぐち 2018

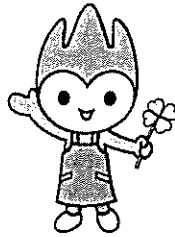
繋げよう 未来へのかけ橋！ 維新の地 山口から

山口県教育庁高校教育課

課長 木村 香織

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
TEL083-933-4632 FAX083-933-4619
E-mail [redacted]

第28回全国産業教育フェア山口大会
平成30年10月20日(土)・21日(日)



山口県PR本部長ちよるる
(福祉部)



山口県議会事務局議事調査課

課長

山本 秀樹

〒753-8501 山口市滝町1番1号
TEL: 083-933-4130 FAX: 083-933-4219
E-mail [redacted]



山口県教育庁教育政策課 教育企画班 (企画調整担当)

主査 ^{かげ} 景 ^ゆ 由 英 夫

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
TEL 083-933-4530
FAX 083-933-4539
携帯 090-3370-6176
e-mail [redacted]



山口県教育庁 高校教育課 高校改革推進班

主査 林 勝章

〒753-8501 山口市滝町1番1号
TEL.083-933-4636
FAX.083-933-4619
E-mail [redacted]



山口県教育庁高校教育課 高校改革推進班

教育調整監 (班長) 中 野 聡

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
TEL.083-933-4636 FAX.083-933-4619
[redacted]

政務活動記録簿 (県外・県内視察)

会派・議員名 岡 史朗

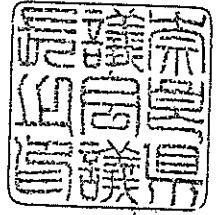
年月日	平成30年11月6日～平成30年11月6日 (日帰り)				
政務活動先	福岡県議会				
政務活動の目的	福岡県の学校教育における『心のバリアフリー』の取組み。				
相手方	福岡県教育委員会 特別支援教育課				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	福岡県では、昭和56年度から「学校間交流事業」として特別支援学校と近隣の小中学校との交流を行っており、平成23年の障がい者基本法の改正に伴い、インクルーシブ教育システムの構築など、特別支援教育の推進を図る目的で更なる充実を求め、とり取り組みを工夫しており、本県に於いても『心のバリアフリー化』に向け、参考とする。				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	福岡県	近鉄	(電車特急券) 大和川本～京都	1780円	32
		JR	京都～博多	9830	32
			—— 特急券	6030	32
			博多～吉塚	160	32
	宿泊費	/ 円		内訳:	
	会費	/ 円		内訳:	
合計	17800 円 ()				
備考	添付資料: 写真、担担者名刺				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

奈 議 第 7 6 号
平成30年 9月 5日

福岡県議会議長
井 上 順 吾 様

奈良県議会議長
川 口 正 志



本県議会議員の政務調査について（依頼）

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび当県議会議員が行政視察のため、下記のとおり訪問させていただきたく存じますので、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、よろしくご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 訪問日時及び場所

平成30年11月6日（火） 午後1時00分～
福岡県議会

2 訪問議員

岡 史 朗 議 員 （所属会派 公明党）
大 国 正 博 議 員 （ 同 ）
山 中 益 敏 議 員 （ 同 ）

3 調査項目

学校教育における心のバリアフリーの取り組みについて

担当：奈良県議会事務局
政務調査課 松石
電話：0742-27-8964



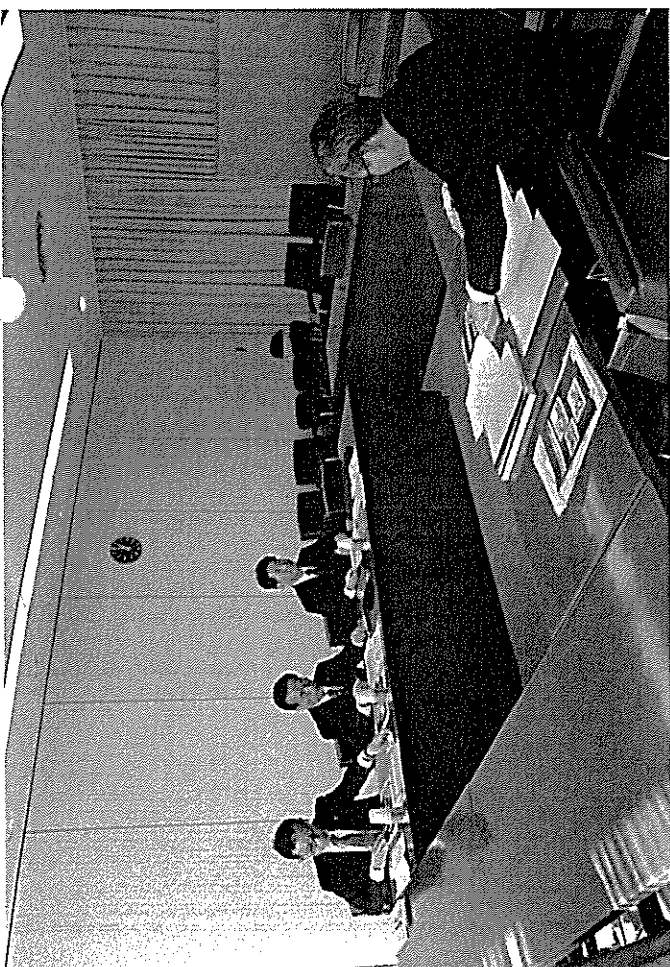
福岡県教育庁 教育振興部
特別支援教育課

主任指導主事 藤 野 和 男

fujino kazuo

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
TEL(092)643-3914
FAX(092)643-3884

E-mail: [REDACTED]



公明党議員視察（11／6～7）

○福岡県議会

11／6（火） 13：00～

学校教育における心のバリアフリーの取り組みについて

担当：福岡県議会事務局 高尾様

092-643-3832

〒812-8574 福岡県福岡市博多区東公園7-7

○鹿児島県議会

11／7（水） 10：00～11：00

消防・防災ヘリコプター機体更新事業について

担当：鹿児島県議会事務局 政務調査課 木原様

099-286-5043

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 岡 史朗

年 月 日	平成30年4月1日			
年会費名	新生奈良研究会			
相手方	(株)奈良日日新聞社			
年会費支払目的	各界リーダーの講演研修を通じて、識見を深める			
按分率の説明	75.0% (懇親会の費用除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 平成30年5月8日 - 國島芳明氏による「地方都市のインバウンドへの挑戦」 平成30年8月28日 - 杉本洋貴氏による「奈良の木を食わせるまちづくり」の講演</p> <p>◆本会の活動頻度 平成30年5月8日 平成30年8月28日</p> <p>◆参加者の状況 約20名の参加</p> <p>①本県に於けるインバウンドの取り組みについて大いに参考となった。 ②奈良の木の消費拡大策のヒントが多く得られた。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30000円	60000円×6ヶ月/12ヶ月	1
	合計	30000円	(30000円×75% = 22500円相当)	
備考	添付資料: 奈良日日新聞社: 規約、講演会資料			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会 5月例会並びに意見交流会

平成30年5月8日(火)

奈良ロイヤルホテル

講 師：^{くにしまみちひろ} 國島芳明氏（高山市長）

講演テーマ：「地方都市のインバウンドへの挑戦」

【講師プロフィール】

岐阜県高山市出身。昭和48年愛知大学法経学部卒業後、高山市役所に入庁。文化課長、企画課長、企画管理部長などを歴任し、高山市副市長を経て、平成22年9月より高山市長に就任（現在2期目）。現在、全国伝統的建造物群保存地区協議会会長代理、全国雪対策連絡協議会副会長、全国山・鉾・屋台保存連合会副会長、全国山の日協議会副会長、飛騨高山国際協会会長など。

=MEMO=

※新生奈良研究会6月視察研修会「唐古・鍵遺跡と醤油醸造所を訪ねて」は、6月13日に実施いたします。また、創刊120周年記念新生奈良研究会新年度総会は、9月4日午前11時から奈良ロイヤルホテルで開催、引き続き同日午後1時から創刊120周年記念祝賀会を開催させていただきます。

奈良

1部 ▶ 220円 月額購読料 ▶ 860

発行所 株式会社 奈良日日新聞社 〒630-800

不動産無料相談センター奈良

0120-75-4323

不動産買取します
空室・遊休地一括借上します

弁護士・税理士・司法書士の方々と一緒に取り組んでます



総合不動産
アーバンハウス株式会社
www.urbanhouse.jp/

龍

「風」

古達を「神隠りの道」
龍田古道の魅力発信に
力を注ぐ「風の郷 龍
田古道プロジェクト」
メンバーら「三郷町立
図書館」で



匹馬野子さん(41)と
手掛けた朗読と歌を披
露。メインボーカルの
安住美紀さんは、同プ
ロジェクトのイメージ
ビデオで、テーマソ
ング「風の郷 龍田古道

インバウンド成功例など紹介

新生奈良 研究会 国島高山市長が講演

県の発展を目指し、政治、経済など各界のリーダーらが識見を深める「新生奈良研究会」(奈良日日新聞社主管)の5月例会・意見交流会が8日、奈良ロイヤルホテル(奈良市法華寺町)で開かれ、国島芳明高山市長が「地方都市のインバウンドへの挑戦」と題し講演。会員約90人が耳を傾けた。

【6面に出席者名簿】

冒頭、藤山純一奈良日日新聞社代表取締役が「奈良県には年間約4400万人の観光客が訪れるが、宿泊客数が約半数の観光客が宿泊している。世界に奈良ブランドを発信し、宿泊客を増やすための秘策を国島市長から学んでいただけたら」とあ

いさつ。続いて国島市長が登壇し、高山市を取り巻く実情やインバウンドへの取り組み、成功例などを紹介した。



高山市を取り巻く実情やインバウンドへの取り組みなどを語る国島市長。いずれも奈良ロイヤルホテルで

高山市は昨年、外国人観光客の宿泊数が過去最高の51万人に。国島市長はその要因を、「駐日外国公館をはじめとした海外政府関係機関へのPRなど積極的なプロモーション、効果的なマーケティング、多言語にこだわった情報発信などさまざまな戦略を行った結



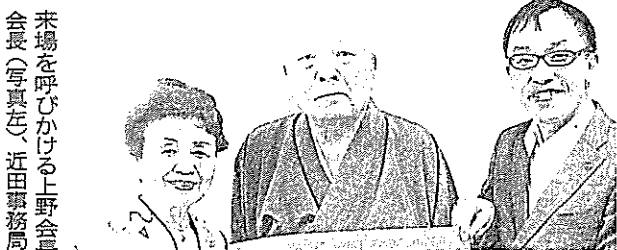
約90人の会員が出席し、国島市長の講演に耳を傾けた「新生奈良研究会5月例会・意見交流会」

果と説明。さらに「一番重要視したのは、外国人が安心して1人歩きできるまちづくり。台風などの緊急情報を携帯電話に発信できるシステムを整備した」と強調した。ほかにも、市職員の海外派遣などによる人材育成、官民一体となった海外戦略、自治体レベルでの広域連携の重要性などを解説。最後は「インバウンドを通して、市民のふるさとへの誇りや自信を呼び戻し、次世代の人たちを育て、つなげていきたい」と力強く締めくくった。

この後、意見交流会が行われ、会員らはお互いの親睦を深め合った。その後、意見交流会(同フェスティバル運営委員会主催)があつた。午後1時30分から、秋篠音楽堂(奈良市西大寺東町、ならファミリー6階)で開か

市民ら日

あす 秋篠



来場を呼びかける上野会会長(写真左)、近田事務局長

新生奈良研究会 8月例会講演会

平成 30 年 8 月 28 日(火)

奈良ロイヤルホテル

◇午後 2 時～ 講演会

◇講 師 杉本 洋文氏(東海大学工学部建築学科特任教授)

◇テーマ 「奈良の木を活かしたまちづくり」

【講師プロフィール】

東海大学大学院工学研究科修士課程修了、2004 年東海大学工学部建築学科教授、2018 年同学科特任教授。これまで国交省木造計画・設計基準検討会委員、平城遷都 1300 年記念事業会場整備プロデューサー、愛・地球博・地球市民村建設会場ディレクターなどを歴任。

現在、林野庁森林研修所講師、国交省「管長施設における多様な木造建築の整備手法等に関する検討会」委員、奈良県奈良の木ブランド課「檜木大学」講師、奈良県立十津川高校非常勤講師などを務める。

日本グッドデザイン賞、木質建築空間デザインコンペ優秀賞など多数受賞。「シダーアリーナ」では今年、NPO法人木の建築フォーラムから木の建築賞優秀賞を受賞した。著書に「キヅカイのケンチク」(東海大学出版部)、「地域創生は公共施設の木材利用で！」(全国市長会機関誌「市政」)など。

=MEMO=

※9月4日には新生奈良研究会新年度総会・記念シンポジウムを、さらには引き続き創刊120周年記念祝賀会を開催いたします。記念シンポジウムは「奈良の魅力と未来を語る～1300年の歴史がいまよみがえる～」をテーマに、奈良県知事の荒井正吾氏、新派の女優、水谷八重子氏、平城京再生プロジェクトを手掛ける株式会社GPMO Lab代表取締役社長の天米一志氏にご登壇いただき、古都・奈良に対する思いやその可能性、将来像などについて語っていただく予定です。

木生かしたまちづくり紹介

新生奈良研究会 杉本東海大特任教授が講演

県内各界のトップリーダーで構成する「新生奈良研究会」（奈良日日新聞社主管）の8月例会講演会が28日、奈良ロイヤルホテル（奈良市法華寺町）で開かれた。杉本洋文東海大学工学部建築学科特任教授が「奈良の木を生かしたまちづくり」をテーマに講演し、会員約80人が耳を傾けた。

【3面に出席者名簿】

冒頭、藤山純一奈良日日新聞社代表取締役が「県内が木の温かき、木の香りで埋めつくされるよう、杉本先生の話を聞いて、それぞれの立場で実践していたら、豊かになる一方、日

本の木材自給率は3割程度にとどまることを指摘した後、「木材自給率を5割程度まで引き上げ、同時に木材需要を伸ばすためにも、木造建築の公共施設を積極的に造っていく必要がある」と訴えた。

最後に、「奈良の木

また、国内外の木材建築の事例も紹介。「地元の技術と木材を使って、地元にお金が回るような仕組みをつくるのが重要」と話した。

くつて、新しい木造建築をこの地から発信してほしい」と呼び掛けた。

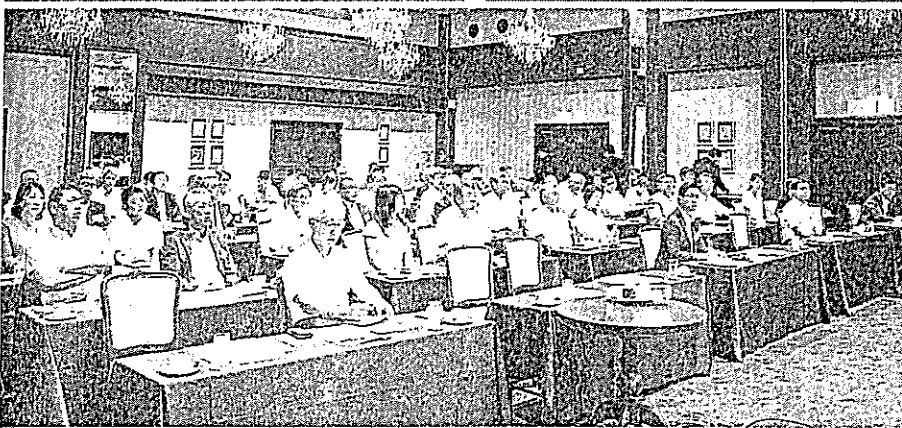
杉本教授は、木造大規模な公共施設である五條市の総合体育館「シタ学」講師、県立十津川高「アーリーナ」を設計・監校非常勤講師も務める。

炭酸ガ

川原や吉... (国際苦味単位)や色度数などによって分類される。浪岡さんによる

たのたと「居る」と空間の心境などを語った。会社を立ち上げるまでに人材や取引先の確

「PUBBLIC PR」7機をフルに使い、次々



①「奈良の木を生かしたまちづくり」をテーマに講演する杉本特任教授②約80人が出席した新生奈良研究会8月例会講演会＝いずれも奈良ロイヤルホテルで

パネル＝に荒井知事・水谷氏・天米氏 奈良への思いや将来像を語る

奈良日日新聞社は、創刊120周年を記念する「新生奈良研究会新年度総会並びにシンポジウム」を9月4日午前11時から奈良ロイヤルホテル（奈良市法華寺町）で開催します。

同会は創刊110周年の平成19年10月に再開させていただいた、県内各界のトップリーダーで構成する研さん団体。年間を通じて講演会や研修会を開催、会員各位の交流も図っています。

記念シンポジウムには、パネラーとして奈良県知事の荒井正吾氏、新派の女優、水谷八重子氏、平城京再生プロ

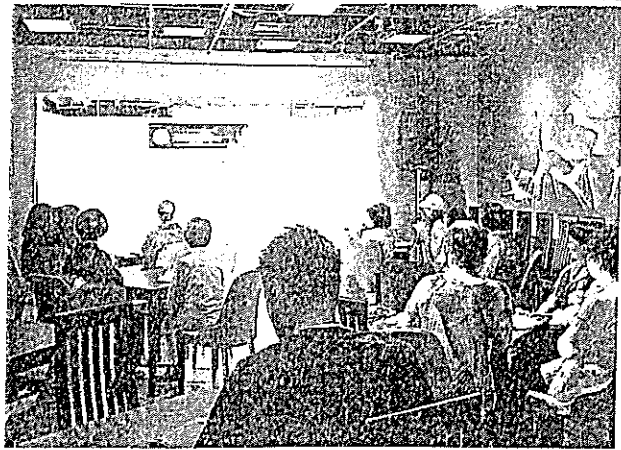
ジェクトを手掛ける株式会社GPM O Lab代表取締役社長の天米一志氏をお招きし「奈良の魅力と未来を語る～1300年の歴史がいまよみがえる～」をテーマに、古都・奈良に対する思いやその可能性、将来像のほか、伝統文化の継承と発展などについて語っていただきます。ご期待ください。

なお、新生奈良研究会総会並びにシンポジウム終了後の同日午後1時から、奈良日日新聞創刊120周年記念祝賀会を開催いたします。

【6面に記念シンポジウムの詳細と祝賀会関連記事を掲載】

来月4日、奈良ロイヤルホテルで

から 開設に望みけの ホテルと連携し、ワ
ンドリンク付きのチケ



24日からプレオープンし、関係者向けにショー
を開催＝京ろまんて

来年3月でCN(チ
ャーターナイト)55周
年を迎える桜井ライオ
ンスクラブの(写真左
から)森本陽一郎会
長、土屋賢二幹事、札
辻輝巳CN55周年実行
委員長、高岸正光CN
55周年実行副委員長が
29日、就任のあいさつ
のため来社した。
同クラブは奉仕団体
として昭和38年4月に
結成。翌年3月に認証
を受けた。来年2月に
CN55周年記念事業、
同年3月に記念式典を
開催する予定。

今年3月の会長スローガ
ンは「獅子一丸 奉
仕・感謝・前進」。森
本氏は「45人の会員が
一丸となり、感謝を言
葉や形で表し、組織と
して前進する」という意
識を持って奉仕に取り
組んでいく」と抱負。
「節目の年にしかでき
ないことを楽しくやっ
ていきたい」と意欲を
見せた。
土屋氏は「先輩方に
学びながら、ミスにな
いように丁寧に取り組
みたい」と述べ、札辻
氏は「トラブルなく盛
親しみ
総務省近
水上保総務省近畿管
区行政評価局長は写真
左端が29日、就任あ
いさつのため来社し、
抱負を語った。(その
右から)赤土重孝同局
地域総括評価官兼奈良
行政監視行政相談セン
ター所長、鉛口恭平同
局総務行政相談部総務
課会計係長、宮原和彦
同センター主任行政相
談官が随行了した。
水上氏は昭和60年に



8月例会講演会 出席者

敬称略
順不同

- 有井邦夫・三和建設 (代理) 中山悟・常務
相談役 (代理) 多々野 理事) 植村佳史・奈
尚・常務取締役) 池 良市会議員) 大田正
田慎久・県会議員) 生 博・県会議員) 太田好
駒進・植進造園代表) 紀・五條市長) 太田晃
小川大輔・アサヒビ 司・奈良市会議員) 興
ル大阪奈良支店長) 一 野順也・西日本電信電
柳茂・「古代ヤマトの 話奈良支店長) 岡史
郷つくり塾」代表) 井 朗・県会議員) 奥山博
上富重・大和ハウス工 康・県会議員) 越智成
業奈良支店長 (代理) 佳・高田木材協同組合
高橋清治・営業推進室 理事長 (代理) 中村
次長) 上田恭子・S 順・総務部長) 上武
TARVOICE取締役 敏一・上武建設代表取
役) 上田裕巳・奈良社 締役 (代理) 森下英
会福祉院名譽理事長 利・機械部係長) 上川
井徳子・ノプレス・セ
ントラル代表取締役
(代理) 瀧口仁志・研
究員) 上川井喜樹・奈
良信用金庫理事長 (代
理) 近藤秀記・常勤監
事) 菊池政・興経済
倶楽部会長 (代理) 横
田敦子・事務局長) 菊
池政・奈良トヨタ自
動車取締役社長) 北門
勇気・前大和郡山市会
議員) 栗山忠昭・川上
村長) 上田一仁・同村
参与) 小林正樹・三和
住宅社長 (代理) 高井
啓介・取締役) 小林
茂樹・衆院議員 (代理
大田誠・秘書) 杉
下成之・杉下税務会計
事務所税理士) 高市早
苗・衆院議員 (代理) 高
木下剛志・秘書) 高
田知彦・奈良中央信用
金庫理事長 (代理) 谷
野守弘・専務理事) 谷
田中義久・創価学会奈
良総会長 (代理) 安藤
光・副部長) 谷口宗
男・奈良交通会長 (代
理) 吉田新・経営戦略
室次長) 辻嘉明・き
んでん奈良支店執行役
員支店長) 粒谷友示・
県会議員) 鉄村俊夫・
奈良東病院理事長 (代
理) 森田浩司) 中川
崇・県会議員) 中野素
子・ならコープ理事長
) 中山弘・広陵町建設
業協同組合理事長) 谷
村光司・西の京病院広
報担当部長) 廣瀬久
雄・藤俊運輸社長 (代
理) 廣瀬誠・常務取締
役) 藤野良次・県会
議員) 松本宗明・西奈
良中央病院理事長 (代
理) 仲島徳巳・法人本
部長) 三浦敦次・奈
良市会議員) 向井準
児・クレイジーモータ
ーワークスムカイ代表
) 森章浩・田原本町長
(代理) 住井康典・副
町長) 森岡正宏・き
みかげの森理事長) 森
川善隆・大和信用金庫
理事長 (代理) 前田龍
俊一・三和澱粉工業会
長 (代理) 堀川英幸・
顧問) 森脇信之・ア
ス力美装会長) 安井宏
一・県会議員) 安井清
悟・中川会理事長 (代
理) 安井和美・副理事
長) 竹村唯嗣・奈良
ロイヤルホテル総支配
人) 山中益敏・県議
員) 藤岡年秋・北見地
建代表

8/28 保険付収益分配型-
オナー様の不安を解消
家賃を
保証します
Super
保証賃料
+
収益(歩合)分配金
最

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 岡 史朗

年 月 日	平成30年4月3日 他				
表題	奈良県議会議員 岡しろうホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜議会報告等を行う。意見要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (政務活動以外の記載があるため)				
内容	議会活動報告、 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	管理費	奈良新聞 インターネット(A)	16200	定額	2他
		※50%充当 合計 194400 円 × 50% = 97200			
備考	ホームページアドレス : http://w.w.w.oka-shirou.jp/ 添付資料 ホームページ制作・保守費用の契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

注 文 書

(お客様控)

№ 03193

注文日 H27年 4月20日

(注文者)

住 所 〒 634-0813

橿原市四条町645-1 古市ビル402号

会社名

奈良県議会議員

岡 (3) 事務所 岡 史朗

TEL 0744 (26) 0046

FAX 0744 (26) 0050

(納入者)



Nara Shimbun Communications

株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ

〒630-8001 奈良市法善寺町2番地4

TEL:0742(35)2322 FAX:0742(35)2346

www.nara-np.com

商 品 名	型 番	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)
コミュニケーションシステム		1	式		/
HPアクセス					
リ ー ス 契 約 期 間	48 ヶ月	現金価格小計(税抜)			
月 額 リ ー ス 料 (税 抜)	15000 円	消 費 税 (%)			
月 額 リ ー ス 料 (税 込)	16200 円	現金価格合計(税込)			
前払リース料(税込)	ヶ月分	円			

納入予定日	年 月 日
納入先	
締・支払日	日締 当月・翌月 日払
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 ・ 現金 ・ 振込 ・ 集金 その他 ()
信販会社	

月 額 費 明 細	金 額 (円)
消 費 税 (%)	
月 額 費 合 計	

役員	部長	課長	担当者
			[Redacted]

契約事項

本文書(以下、甲という)と納入者(以下、乙という)とは、甲乙間のコミュニケーションシステム等の制作(以下「本業務」という)に関する取引について、以下のとおり契約(以下、「本契約」という)を締結します。

第1条(目的)

本契約は、甲が乙に対して発注する本業務に関する取引について、その基本条件を定めたもので、契約の履行に当たっては、甲、乙ともに信義に則り誠実にこれを履行するものとします。

第2条(業務内容)

乙が甲に提供する業務は下記の通りとします。

1. 甲より与えられた原稿・資料(写真・パンフレット・チラシ等)やヒアリング情報に基づく、WEBサイトの企画・設計、デザイン、(X)HTML制作、コミュニケーションシステム(データベース連動コンテンツ管理システム)等の導入
2. 既存の写真・画像等のスキャン(デジタルライズ)
※1サイトあたりの上限:20枚
3. 紙データ(原稿・資料)のデジタルデータ化
※1ページあたりの上限:800文字
4. メールフォームの設置
(携帯コミュニケーションシステムは除く)
※1サイトにつき1つ
5. メールアカウントの発行
(携帯コミュニケーションシステムは除く)
※1サイトあたりの上限:10アカウント
6. レンタルサーバ
(携帯コミュニケーションシステムは除く)
※1サイトあたりの上限:100MB

上記はコミュニケーションシステム内での提供内容とし、以下に定める内容(オプション)については有料とし、別途見積りの上、ご相談させていただきます。

- (1)掲載文章の作成(ライティング)
- (2)掲載文章の変更、追加
- (3)掲載写真の撮影
- (4)掲載写真の変更、追加
- (5)デザイン・レイアウトの変更、追加
- (6)新規ページの追加
- (7)イラスト・似顔絵作成
- (8)CI・ロゴデザイン
- (9)コピーライティング
- (10)システム、プログラム(CGI・PHP等)の開発及び設置
- (11)リッチメディア(FLASH・動画等)の作成
- (12)独自ドメインの取得
- (13)公開後のページ更新、追加、修正、削除
- (14)更新システムへの代行入力
- (15)メールアカウントの追加発行
- (16)サーバ容量の追加
- (17)パソコン等の接続及び初期設定
- (18)インターネットの接続
- (19)メール(アカウント)の初期設定

尚、上記プラン以外または定めのないものについては別途契約とします。

第3条(デザインに関する取決)

1. 提出するデザインは、トップページ(第一階層)と第二階層、第三階層、それぞれ1案を原則とします。
2. 甲が了承したデザインに関して、後に変更を希望する場合には、乙は別途料金を加算するものとします。
3. 変更業務が生じた場合、乙は制作期間を延長することができるとします。

第4条(制作途中の契約とその費用)

1. 本契約の申込後の取消や修正については、乙が申込を受け付け、本業務に着手した後は原則として行えないものとします。ただし、止む負えない理由で甲が解約を希望する場合は、その理由を速やかに乙に対して通知し承諾を得なければならぬものとし、制作途中までの費用を乙に対し支払わなければならないものとします。

2. 乙の都合により、本業務を中断する場合は、乙が制作途中のものとし、その場合の制作料金は発生しないものとします。
3. 制作完了後の返品・キャンセルは一切出来ないとします。
4. 制作途中の契約による規定損害金については、以下各号について定めるものとします。
 - (1)甲が乙の制作者と打合せ後、甲の申し出によりキャンセルする場合、乙は第5条1項に定める申込金を返却しないものとします。
 - (2)甲が、乙による制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な規模に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払わなければならないものとします。
 - (3)本契約の失効後においても、第4条4項(1)(2)はその効力を有するものとし、甲に対するこの規定損害金請求権の行使を妨げないものとします。

第5条(契約費用の支払時期及び方法)

1. 甲は、本契約締結後、1週間以内に申込金を支払うものとします。
2. 乙は申込金の受領をもって制作業務に着手するものとします。
3. 甲は、本契約に係る代金を、成果物納入時に実施される動作確認完了後、遅滞なく乙所定の方法で支払うものとします。以下各号についても定めるものとします。
 - (1)消費税及び支払いに関する手数料は、甲の負担とします。
 - (2)甲の支払方法が、乙が指定した信販会社を利用する場合、信販会社の規定に基づき信販会社との契約及び支払いを行うものとします。乙は、甲と信販会社の契約後、その契約に関して関与しないものとします。
 - (3)乙の業務開始後、甲の要求により、第2条1項~6項に定める業務以外の追加作業が発生する場合、当該作業に係る費用を別途請求できるものとします。
 - (4)成果物納入前であっても、WEBサイト及びメールサーバの稼働を必要とする場合、甲は当月よりレンタルサーバ契約等に係る費用を支払うものとします。
 - (5)甲がこの要請を拒否したときは、乙はそれまでに要した代金全額を請求することができるものとします。

第6条(甲の役割分担)

甲は本業務の遂行に当たり、次の各号に定める役割を分担するものとします。

1. WEBサイト制作に必要な原稿・資料等の提出
2. 乙から要請された制作打合せへの参加
3. 乙から要請された中間成果物の確認作業
4. その他、本契約で定める各事項及び乙が要請した作業への協力

第7条(成果物の納品)

1. 乙が甲に成果物の納品を行う前に、甲はインターネット上で成果物の確認をするものとします。成果物確認依頼の案内は、乙がEメール等の手段によって甲に通知するものとします。
2. 甲は、成果物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとします。
3. 甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行うものとします。
4. 確認依頼通知を受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により成果物の内容が承認されたものとします。
5. 甲の確認通知を乙が受領後、インターネット上の所定のアドレスにて公開し、成果物としてCD等のメディアにて納品するものとします。

第8条(成果物の返品・再作成)

1. 成果物の返品・再作成については、乙の責に帰するもの以外は受付けをしないものとし、乙の責に帰するものについては、乙の負担にて再作成を行うものとします。

2. 甲の誤入力や誤記に起因する間違いについては、再作成ではなく、新規の申込として受け付け、乙は甲に乙所定の料金を請求できるものとします。
3. デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるものとします。

第9条(品質保証)

乙は成果物の納品前に表示および動作確認を行うものとします。保証する表示および動作環境は別途仕様書に記載するものとします。

第10条(著作権)

1. 成果物及びコミュニケーションシステムの著作権は乙に帰属し、甲は乙より、成果物及びコミュニケーションシステムのライセンス使用権を得るものとします。ただし、既存プログラム等を利用する場合、その著作権はプログラム作成者(会社・団体・個人)に帰属し、甲はそれらライセンス使用権を得るものとします。
2. 乙が甲に納品するのは完成物((X)HTML、GIF、JPGファイル等)のみとなり、制作時のデザインファイル(Photoshop、Illustrator、Fireworksファイル等)やコミュニケーションシステム・プログラム(お問い合わせフォーム、ショッピングカート等)は譲渡しないものとします。
3. 甲は成果物を販売、レンタル、リース、貸与、再許諾、譲渡またはその他の方法で再頒布しないものとします。

第11条(禁止事項)

乙は、次のいずれかに該当した時(またはその恐れのある時)は甲の依頼を承認しない場合があるものとします。

1. 作成依頼内容に、虚偽の記載があったとき
2. 競争中傷記事の掲載依頼があったとき
3. 非合法あるいは不適切と判断されたとき
4. その他乙が契約に当たり不適切と判断したとき

乙は、契約後であっても甲が前項の何らかに該当することが判明した場合、契約を取り消すことができ、その時点までに要した代金を甲に請求出来るものとします。

第12条(個人情報の保護)

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならないこととします。

第13条(機密保持)

甲および乙は、本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないこととします。

第14条(責任制限)

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わないものとします。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わないものとします。

第15条(免責)

いずれの当事者もストライキ、暴動、火事、爆発、天災、戦争、政府の行為、予測を超えたコンピュータウィルスの発生もしくはその他当事者のコントロールを超えた原因により生じた契約不履行もしくは契約履行遅延に関して責任を負わないものとします。

第16条(協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙双方誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

30年度事務所状況報告書

会派・議員名 岡 史朗

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良県橿原市四条町645-1古市第3ビル402号 電話 0744-26-0046 延べ床面積 31.15㎡
③他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 株式会社イーエフ・エス) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態による場合 (使用面積又は使用時間による場合) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 31.15㎡ (a) うち政務活動使用面積31.15㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 31.15/31.15 → 按分率 1 / 1 <input type="checkbox"/> 充当限度割合を適用
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 1 (按分率の考え方: 政務活動専用事務所)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 来客専用 按分率 1 / 1 <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方: 事務所賃借料と同じ)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 1 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同じ)
⑨備考	賃借料の中に駐車場代および水道代は含む

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社イーエフ・エス 代表取締役 石川 竜巳(以下「甲」という。)と借主 岡 史朗
(以下「乙」という。)は、この
契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	4階402号室 第3ビル 区画番号 ()		
	所在地	(住居表示) 橿原市四条町645-1		
		(登記簿) 橿原市四条町645-1、644-2		
	構 造	木造 (鉄骨造)・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / (5)階建/全 ()戸		
	種 類	事務所ビル	新築年月	昭和63年 12月
面積	31.15㎡			
附 属 施 設	浄化槽			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

平成30年 4月 1日 から	平成32年 3月 31日まで(2年間)	以後自動契約
目的物件の引渡し時期	年 月 日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 68,500円 (内消費税等5,074円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等	円	家 財 保険料	円	
敷 金	円 (賃料 ヶ月)		円		附 属 施設料	月額 (内消費税等	円
保証金	300,000円 引き: 150,000円	償 却					
その他の条件							
貸与する鍵	鍵No. 本数	1本					
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 25 日まで						
賃料等の 支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込	大阪厚生信用金庫 [REDACTED] 名義人 株式会社イーエフ・エス					
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先					
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名					

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 岡 史朗
	(自宅) TEL [REDACTED]
	(勤務先) TEL 0744-26-0046 (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社 イーエフ・エス 代表取締役 石川 竜巳
	住所 奈良県大和郡山市小泉町522-4

管理業者	
所在地	
質貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣 () 第 号
(一社) 全国質貸不動産管理業協会会員番号	※(一社) 全国質貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	※質貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の 事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証 会社の提供する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

--

頭書(9) 特約事項

<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場1台分含む ・家賃に水道代500円含む
--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名 株式会社イーエフ・エス代表取締役 石川竜太郎 TEL 0743-55-7144	
	住所 奈良県大和郡山市小泉町522-4	
乙・借主	氏名 岡 史朗	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

		A		B	
宅地建物取引業者	主たる事業所所在地・TEL			主たる事業所所在地・TEL	
	商号又は名称			商号又は名称	
	代表者の氏名		Ⓜ	代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	大臣 () 第 号	知事	免許証番号	大臣 () 第 号
	免許年月日	平成 年 月 日		免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏 名		Ⓜ	氏 名	Ⓜ
	登録番号	() 第 号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する事業所名			業務に従事する事業所名	
	事業所所在地 TEL			事業所所在地 TEL	

※Ⓜは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書（8）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当になった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

1 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

1 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の 1ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 1 乙は、甲の書面により承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 月分につき相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面により承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が、賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅延したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保障委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。